

「災害に強い森づくり（第4期対策）」事業検証委員会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「災害に強い森づくり（第4期対策）」事業検証委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、第6条第6項で定める委員会の会議（以下「会議」という。）の公開、傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開又は非公開の決定）

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

（会議の開催の公表）

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、原則として6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

（傍聴人）

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

（傍聴の手続）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願(様式第2号)を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月21日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。

(様式第1号)

傍聴人受付簿

令和 年 月 日開催

「災害に強い森づくり（第4期対策）」事業検証委員会

住 所	氏 名

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>「災害に強い森づくり（第4期対策）」事業検証委員会 委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p>	